

人材開発支援助成金【建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）】

計画届・変更届チェックリスト 兼 送付票

（事業主が中小建設事業主が自ら行う場合、所属する中小建設事業主団体等に委託して行う場合）

※書類の不備がある場合は受理できません。

早めの提出をお願い致します。

（R7.4 新潟局）

事業所名：

事務担当者名：

計画届提出時

○ 申請書類（原本）

☐ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建設事業主用）

建技様式第1号

厚生労働省ホームページでご確認ください。（最新版を使用し両面印刷のうえ提出してください）

○ 提出期限

☐ 訓練を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までの間

計画変更時

○ 変更の内容（該当項目がない場合は変更届の提出は不要です）

☐ 実習内容

☐ 実施日

☐ 講習実施機関名（主催者名）

☐ 実施場所

○ 申請書類（原本）

☐ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））変更届（建設事業主用）

建技様式第2号

厚生労働省ホームページでご確認ください。（最新版を使用し両面印刷のうえ提出してください）

○ 提出期限

☐ 原則として、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで。

<ご注意>

※ 提出した計画届に変更が生じたときは、事前に「計画変更届」を提出する必要があります。

※ 書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。

※ 本票は必要事項を記入のうえ、記入漏れがないよう確認して提出してください。

※ 計画申請にあたっては、パンフレット等により支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。

また、計画書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ずご覧下さい。

※ 郵送の場合は必着です。

<送付先（照会先）>

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F

新潟労働局職業対策課 助成金センター 建設担当

電話025-278-7181